

# 書面による令和2年度名東鯨友会総会について

名東鯨友会会員の皆様

いかがお過ごしでしょうか。鯨友会のいろいろな行事が新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて中止、延期され、鯨友会は一体何をしているのかと思っておられるかもしれません。異常事態とは申せ、皆様の期待に応えられないことはまことに残念です。

しかし今気を緩めることはできません。もうしばらく辛抱して外出自粛や手洗い励行など、身を守るに必要なことを続けていきましょう。

さて、令和2年度の総会も中止となり、議事について異議のある方ははがきで述べていただくこととしました。

締め切りの4月10日までに寄せられたはがきは1枚、会則改正の目的などについての質問でした。質問者には説明をして了解をいただきました。皆様にもここでお知らせいたします。

令和2年4月15日

会長 富田 修

会則の改正について

改正のポイントとその目的は次の三点です。

## 1 部会構成の改正

- ① 総務部会と広報部会を統合する。
- ② 行事部会を廃止する。

⇒ 7条1項 5部会を3部会に改める。

部会名の列挙を総務広報部会、ボランティア活動部会、旅行部会とする。

7条2, 3項 担当業務を統合する。

7条5項 削除。

7条6項 5項に改める。

<改正の目的> 新入会員が近年減少してきており、総会員数が減少するとともに、会の運営を担う役員のなり手が少なくなっている状況から、部会を統廃合することにより事業の企画推進を活発にするため。

## 2 会議の名称の改正

- ① 「運営連絡会」を「ボランティア/クラブ連絡会」に変更する。

⇒ 24条 運営連絡会をボランティア/クラブ連絡会に改める。

<改正の目的> 名称の変更により会の内容等をより分かりやすくするため。

## 3 会の住所を明示する改正

- ① 「本会の事務局は会長宅に置く。」との規定を「本会の住所は会長宅とする。」に改める。

⇒ 6条の表現を改める。

<改正の目的> 会の住所を明示することにより郵便局等への届が容易になるため。

以上で議案は承認されたものとし、新体制を発足させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。